

清末華北における郷保の敲詐・勒索

蒲地典子

まえがき

清末の華北（具体的には順天府宝坻県）では、地方行政の最末端のさまざまな業務の多くは、郷保と呼ばれる民間人が担っていた。郷保は県署の衙役を補佐するためのさまざまな任務を課されており、管轄地域内に自殺、他殺、行き倒れ等の変死者が出れば、まず現地に赴いた後に県署に報告をし、村民が盜難や傷害事件を県署に訴えれば証人として呼び出されるほかに、民事紛争の裁判にもしばしば証人として呼び出された。県署がさまざまな理由で民間人を召喚する場合には、召喚状をもって派遣された衙役は郷保の案内なしでは任務を遂行することが不可能であった。これらの雑務に加えて、郷保にとって最大の負担となったのは、隨時に課される雑税（「差錢」）の徵集業務（「差務」）であった。多くの場合、郷保はまず借金をして管轄地域全体の「差錢」を代納（「墊」）し、その後で納税義務のある者から取り立てた。郷保に課されていた雑務は、中国第一歴史檔案館蔵『順天府全宗』のごく一部の檔案に現われただけでも実に雑多である。上記の例から推察できることは、当時（嘉慶・道光以降）の清朝政府は、郷村社会にかかる行政業務を遂行する上で、おびただしい数に膨れ上がった衙役をもってしても間に合わせることができず、郷村内部の民間人を無償で徵用していた、ということである。

戴炎輝博士は、淡新檔案の研究に基く大著『清代台灣之鄉治』で、「地保は駐郷の差役であって、皂快班の衙役に協力するのが職務であった。……差役と郷職は、本来は性質の異なるものであったが、实际上は官は両者を同一視していた。」と述べている¹⁾。

官僚統治機構の最末端に民間人を無償で徴用するのはなぜ可能だったのか、また、そのための国家の強制力はどのような形で発動されたのか、という問い合わせ解明する手がかりとして、拙稿「清季華北の郷保の任免」では、郷保の任免の手続きを検討した²⁾。結論として浮かび上ってきたのは、次のような構図であった。すなわち、郷保の欠員が生ずると県署は里書手を通して里の有力者グループに圧力をかけ、彼らに郷保適格者を推挙させ、郷保の任命に際しては彼らから保証書をとった。さらに、郷保が逃亡した場合には、彼らの保証人としての責任を追求する機構ができていた。国家はそれだけの強制力をもっていた、ということである。

一方、郷保に任命された民間人は「家道殷実、歴練老誠」「年力精壯」と形容されるような、堅実な家柄の働き盛りの者だったことになっている。彼らは任命を受ける際に、「自分は心から願ってこの任務をひきうけ、細心の注意を払って任務を遂行します。」という旨の「認状」に署名した。実際に心から願って就任した者も多数いたことであろう。十数年の長期にわたって在任した郷保は、断片的な記録をつなぎ合わせて知ることのできる数少ない例のなかにも幾人も見出すことができる。親が退任した後に子がひきついだ例もかなりある。また、不正を摘發されていったん斥革されても偽名を使って再任をはかった例もある。しかし多くの例は、郷保の在任期間は短く、逃亡することによって解任されるのがごく普通になっていたことを物語っている。

では、郷保に任命された者としては、労多くして酬いのないこの任務をひき受ける理由はなんだったのだろうか？もしあつたとしたならば、郷保という任務には、一体どのような利点があったのだろうか？この問いをあかす鍵は『順天府全宗』（第153巻～第160巻）「順天府宝坻県等閑于辦理官吏郷保的敲詐勒索及結伙搶劫問題的文件」として分類されている檔案資料にあるのではないかと考えていた筆者は、幸いなことに、1996年5月に中国第一歴史檔案館を再訪した時にこの史料を閲覧する機会に恵まれた。郷保の汚職の実体を明らかにすることはできれば、帝政末期の中国社会をくまなく浸食していたとされる腐敗の構造の一端を理解できるのではないかという、大きな期待をもって『順天府全宗』第153巻以下をひもどいたのであるが、結果は、失望とは言わないまでも、期待に反するものであった。この分類中の檔案はほとんどが「結伙搶

劫」、すなわち、馬匪や土匪その他による集団強盗事件に関するもので、郷保の汚職が問題となっているケースは僅かであった。しかし少數ながらこれらのケースは「駐郷の差役」として地方行政の最末端を担っていた郷保の性格を明らかにする上で興味深いと思われる所以以下に分析を試みる次第である³⁾。

前稿で明らかにしたように、いったん任命された郷保は、病気、老衰、家庭の事情等で辞任することはめったに許されなかった。したがって、郷保の欠員が生ずる原因は、死亡でなければ逃亡または斥革であった。逃亡者は逃亡後に斥革された。もしも個々のケースについて斥革の理由が具体的に記録されていたならば、そこから腐敗の構造が浮かび上ったかもしれない。しかしながら、郷保の懲戒免職を言い渡すような書類は檔案の中に見当たらない。郷保が任命される時は必ず「保状」と「認状」が作られて保存されたのであるが、解任に関する手続き書類はなかったようである。郷保斥革の事実を伝える史料は、後任補充に関する手続き書類の「前任郷保が斥革されたため」という記述だけである⁴⁾。

考えてみれば、郷保は実質的に地方行政最末端の下請け的な存在として行政機構の中に組みこまれていたのであるから、彼らの不正を具体的に記録して残しておくように県署が熱心でなかったのは当然であろう。腐敗行為については郷保よりもはるかに悪名高い胥吏や衙役の行為については、檔案資料は全く黙している。記録があったのは、塩巡檢という下級職員が脅迫を非難されて訴えられたケース1件だけであった。それも、自殺が発生したために訴えが起されたのであった⁵⁾。

郷保も不正を訴えられればその記録が残るはずであるが、一般人民はめったなことでは郷保に対する訴えを起すようなことはしなかったようである。記録に残っているのは、不正が原因で傷害や自殺が発生した場合がほとんどである。

郷保の「かたり・ゆすり」の若干のケース

(A) 寡婦から騙し取った郷保

このケースは、道光19年（1839年）、盜品の運搬に使用されたために官に没収された車を取りもどして来てやる、と言って車の持ち主から金

錢を詐取した郷保のケースである。

寡婦の張方氏には子供がなく、十数余畝の土地を耕しており、農作物を車で運搬して売りに行って暮らしを立てていた。道光18年12月10日に先夫の叔父張大が自分の妹に使わせるのだといって車を借りにきた。翌11日の昼に張大は車を送り返してきた。ところがその夜になって郷保の張揚武が数人の見知らぬ者をひきつれて張方氏の家に押しかけ、盜品を積んで県城へ運ぶのだ、車は12日に返えす、とわめき立て、無理矢理に車を引き去った。その当日になんでも車は返って来ないので張方氏は張揚武に問い合わせたところ、「張大は盗みをはたらいて捕まり、車はすでに官に没収された。もしも車を取りもどしたければ、どうしてもお金を使わなければならない。」という返答であった。そこで張方氏は耕作していた土地6畝を典賣して東【銅】錢25串を整えて張揚武に渡した。その後張揚武は、正月になんでも、3月になんでも口実をつくって引き延ばしをし、何度も催促しても取り合わない。それで張方氏は実弟の方大保を抱呈人として訴えを起したのであった。

「呈状」を受け取った知県は、「張大は借りた車で窃盜を行ったのだから、その車は『例』に従って官に没収されるべきである。郷保の張揚武が言いがかりをつけて【金錢を】強要したかどうかについては呼び出して取り調べるべし。」という批を書き入れた。

召喚状をもって派遣された刑房の衙役の復命書は、この事件を、「張揚武が張大を唆して張方氏の車を借用させ、用が終るといつたん返却した車を窃盜に使われたという理由で入官した。」と要約している。果たしてこの事件は郷保が始めから計画したのかどうかについては、一連の関係文書が糊で繋ぎ合わされて完全に残っているにもかかわらず、詳細は不明である。しかし、いずれにしても、郷保が日常的な任務を果す上で県署の衙役と緊密な協力関係にあった故にこそ起り得た詐欺事件であった。おそらく郷保は県署で顔の利く存在として一般に認識されていたのであろう。あるいは、県署の役人に準ずる者として認識されていたのかもしれない。いずれにしても郷保は郷民と県署の仲介者として相当の信頼を得ていたのであろう。張方氏と張揚武の間に親族関係があったともなかつとも記録には見えないが、この郷保を信頼していたのでなければ、張方氏が土地を売ってまでして大金を用意して郷保に手渡すと

は考え難い。

審問の結果、張揚武は金錢を詐取した罪で「責懲」を受け、25串の銅錢は全額張方氏に返却するよう命じられた。しかし張方氏の車は戻って来なかった（文書A 1～A 7 参照）。

文書 A 「道光十九年五月十八日抱呈仁里西河口張方氏稟郷保張揚武不領入官車輛卷」（『順天府全宗』第154卷120号～126号）

[文書A 1]

「具呈婦婦張方氏年四十八歳住居仁里 距城三十五里為稟明下情懇准領車輛事。切氏夫故後遺旧車一輛。於去歲十二月初十日，有氏夫族叔張大向氏口称借車，接伊胞妹使用。十一日午間張大將車送回。是日夜間，有郷保張揚武領同不知姓名數人，將氏家大門叫開嚷說，用氏家車裝載駁物進城，十二日即為送到。氏係婦人不敢攔阻，將車硬行拉去，並未送還。經氏找向張揚武問要車輛，伊云張大行竊被獲，車已入官，如欲領車，總得花錢。氏無奈，隨將自種地租與孫姓六畝所得地佃，交付郷保東錢二十五吊以備盤費使用。後，張揚武向氏云稱，業經年盡，俟今歲正月間再為具領。至正月間，伊又云稱太老爺公出，應許三月十五日与氏領回。經氏屢次催問，奈，張揚武推諉不管，致使氏錢車兩空。再，氏夫早故並無子女，現在氏種地十數余畝，惟指此車拉運禾稼，萬出無奈。為此叩懇仁明太老爺格外施恩，准領車輛，則氏頂感鴻慈無既矣。上稟。

[原告] 婦婦張方氏 抱呈弟方大保

[被告] 郷保張揚武

[干証]

正堂陳 [批]

張大借車行竊，車兩例應入官。郷保張揚武有無籍端需索，候伝案訊究。

[道光] 十九 [年] 五 [月] 十八 [日]」

（『順天府全宗』第154卷120号）

[] 内は書式に印刷されている字句。

[文書A 2]

「為伝訊事。拠居仁里西河口孀婦張方氏呈稱，伊故夫族叔張大向伊借車，用畢已還。詎，郷保張揚武領人復將此車拉去，口称因張大行窃被獲，車經入官。伊給付錢文，令其代為領車。張揚武推諉不管，致伊錢車兩空，等情。拠此，除呈批示外，合行傳訊。為此仰役即協同牌甲，將後開人等限□日內傳集赴縣以馮訊究。去役毋得延擾干咎，速々。

計伝

被告 郷保張揚武

原告 張方氏 抱呈弟 方大保

一票稿 距城三十五里

道光十九年五月（廿四）日 刑房周文郁 承

正堂 陳（行）」

（『順天府全宗』第154卷121号）

（ ）内は別筆による書き入れ。

[文書A 3]

「真稟皂頭石坤，撥役王喜，為回明事。拠孀婦張方氏稟，郷保張揚武將張大借車，使畢之車，又行拉去入官，張方氏車不得回家，等情。傳訊役遵即協同鄉牌，現將原告張方氏，抱呈人方大保，被告張揚武均已傳到。理合回明叩乞太老爺查核施行上稟。

道光十九年六月（初二）日」

（『順天府全宗』第154卷122号）

[文書A 4]

「刑房 原差石坤，撥役王喜

計開

原告 （,）張方氏

（,）方大保

被告 （,）張揚武（鎖押先令歸清錢文）

（,）張得壽（候伝到王永文，周九一，併訊究）

六日（初二）日」

（『順天府全宗』第154卷123号）

（ ）内は別筆による書き入れ。いずれも朱筆。

[文書A 5]

「張方氏供 張大借小的車輛行竊，把車入官。張揚武叫小的花二十五吊錢替領車。小的把地典給孫大臘。袋不是張得壽送交張揚武的。今蒙押令張揚武退還小的二十五吊錢，車不准小的領回。小的遵斷具結是實。

方大保供 蒙把車入官，押令張揚武歸辦就是了。

張揚武供 張方氏那二十五吊錢，張得壽送□，是捕役們使了下去，即叫他們是還張方氏錢文。懇求恩典是實。

張得壽供 張方氏二十五吊錢，小的送交張揚武收下。小的不知誰使了是實。

六月（初二）日」

〔朱筆〕

（『順天府全宗』第154卷124号）

この文書はうす手のザラ紙に草書の走り書きで書いてある。

[文書A 6] 甘結

「具甘結張方氏方大保今於与甘結事。依奉結得氏控張揚武籍車索去錢文一案。蒙恩訊明將張揚武責懲，飭令將錢二十五吊如數交氏收清。至入官車輛不准氏領。情願遵斷所具甘結是實。

（准結）

道光十九年六月（初二）日 張方氏 方大保

（『順天府全宗』第154卷125号）

（ ）内は別筆による書き入れ。

[文書A 7]

「具甘結張揚武今於与甘結事。依奉結得張方氏控身藉車索錢一案。蒙恩訊明將身責懲，錢二十五吊如數退還。以後不敢有犯所具甘結是實。

（准結）

道光十九年六月（初二）日張揚武」

〔順天府全宗〕第154卷126号)

(B) 有力者と利権を争った郷保

これは、光緒24年（1898年）のケースで、郷保顧紹全が自らを公認の市牙（「經紀」）と偽り称し、集市が開かれる毎に「税」を取り立てて私腹を肥やし、その上賭博局を開設して良家の子弟を誘いこみ、村人に損害を与えていた、という理由で訴えられたのに始まる。訴えたのは、顧紹全が任命された時に保証人として保証書を入れた里の有力者たち（首事および書手）であった。彼らは顧紹全の悪行を諫めて注意したが、彼は注意を受けつけぬばかりか反って怨みをいだいた。保証人としての責任上、郷保顧紹全の罷免を請願する、という訴えであった（文書B1参照）。この訴えが知県に受理された6月28日に、顧紹全の稟も受理されている。顧紹全は「自分は郷保に任命されていろいろ細心の注意を払って任務を果し、誤ったことはしていない（充当本里郷保以来、小心辦公、從無錯誤。）」と弁明し、首事らの訴えは根拠のない「捏造虛詞」と反論した（〔順天府全宗〕第160卷169号）。しかし同日中に首事于海林を筆頭に数名の村人が連名で出した苦情の訴えも受理されている。それによれば、郷保の顧紹全は顧萬香（堂兄）と共に謀して「菜行經紀」（野菜ブローカー）を自任し、集市の毎に不当に金銭を徴収した。また大胆にも、「差務」（雜稅の臨時徴収）の命令を受けていない時に金銭を取り立てた。張国慶なる者が家に賭博場を設けたところ、顧紹全は毎日銭2串を脅し取った。そもそも顧紹全は顧萬邦という原名で光緒元年に郷保になったが、光緒4年に徴収した税金の使いこみをして逃亡し、光緒21年に改名して再び郷保に任命された、という前歴をもっていた（同上第160卷171号）。

翌29日には劉茂勲なる郷民が稟呈した訴え、顧紹全は郷保の任に就いて以来、大小を問わず雜稅徴収の機会がある毎に不正をして私腹を肥やしている、という訴えが受理された（同上第160卷172号）。7月1日には南学儒なる者が、自分の叔父の南五が宝局（賭博場）を設けたところ、顧紹全はそれが違法だといって、毎日銭2串を脅し取った、という訴えを呈出した（同上第160卷172号）。続いて7月中に郷保顧紹全の弁明をする呈状も4通出された。首事で文生の郭向辰（7月2日）、窩頭河河

役の于海林（7月5日）、首事で文童の吳廷俊および民人・韓福明（7月13日）の呈状で、いずれも、顧紹全ははじめに仕事をしていたのに個人的な恨みで訴えられた、という趣旨のものである（同上第160卷173号～176号）。7月29日には、原告の一人である孝行里書手の王玉生は、顧紹全が賄賂を使ったため原告の韓萬順と王開順は顧紹全を弁護する側にまわった、と訴えた（同上第160卷180号）。この一件は、郷保と里の有力者が賭博場の開設その他をめぐって相い争った結果訴訟に発展した、という一面をもっていた。審理の結果、郷保は「責懲」を受けた（文書B2参照）。

文書B「光緒二十四年六月□日拵孝行里齊各等庄首事韓萬順等呈稱郷保顧紹全冒充秤行請退保卷」（〔順天府全宗〕第160卷168号～187号）

[文書B1]

「具呈首事民人韓萬順，王開順，劉作雲，書手王玉生孝行里齊各等庄為郷保藐法恣意妄為，懇恩俯准斥革以便另舉妥人接充事。切於光緒二十一年間，身等同顧萬香，曹連祥，具保顧紹全充当本里郷保，有認保各狀可查。其顧萬香係顧紹全党兄，曹連祥係嘉善里口東鎮人。不意，顧紹全自充当郷保以來，性情強橫藐法妄為，竟着顧萬香冒充王卜庄秤行經紀，假言伊領有諭帖，每逢該庄集期，訛索稅用伊等分肥，鄉民受害難堪。現顧紹全時常招聚匪人開設賭局，引誘良家子弟賭耍，是為鄉間之害。經身等屢向勸阻，不但不服反行結怨。身等均係原保之人，誠恐受其貽累，隨會同閣理各庄首事公議，具願另行選舉妥人接充郷保辦理各公無悞。為此來案叩乞仁明大老爺恩准作主，將顧紹全斥革，身等即行另保妥人接充，以便辦公。均感大德不盡矣。上呈。
(正堂張 批)

拠呈，該里郷保顧紹全勾串顧萬香冒充經紀，逢集訛索稅用。甚至設局引誘聚賭。如果盡實，殊屬藐法已極。候即伝案訊究。

光緒二十四年六月廿八日」

〔順天府全宗〕第160卷168号)

[文書B2]

「具甘結。郷保顧紹全今於与甘結事。依奉結得，今蒙証明，委因吳廷俊与南漏口角爭毆，已經調處。身与南漏等復以賭博，互控牽累。多人均屬非是。從寬將身責懲。斷令，以後禁止賭博，不許身約秤滋事。情願遵斷具結是實。」

光緒二十四年七月二十九日顧紹全

（『順天府全宗』第160卷186号）

(C) 多数の住民に訴えられた郷保

雑税（「差銭」）の徴収（「差務」）をめぐって郷保が訴えられた理由はさまざまであるが、「差務」にかこつけて不当な金銭を要求した（「歛錢吞肥」「多索錢文」）という非難はごく一般的で、郷保を非難する場合の常套語になっていた感がある。けれどもそれだけの理由で郷保が訴えられた記録はごく少い。咸豐5年に袁天榮が訴えられたケースはその一つであり、郷保の更迭を請願する数人の住民が連名で訴えを起した。このケースの完全な記録は残っていないが、この郷保の保証人となっていた「文生」等が保証人を辞退したい、という請願を出している。果して文面のとおり村民を「索取」しているというだけの理由で里の有力者が郷保の更迭を計ったのか、それとも郷保に権益を侵害されるのを恐れた有力者が村民を動員して訴えを起こしたのか、知ることはできない（文書C参照）。

文書 C

「民人袁可久，袁昌安，劉培墉，[中略，計14名の姓名] 具住厚俗里，為郷保一味歛錢吞肥並不辦公，懇恩嚴伝訊究，諭飭另選妥人接認事。切身等本里郷保袁天榮近來並不秉公辦理一切大小差務，一味因公歛錢，籍差包辦，摟吞肥己，視該管各庄皆伊魚肉，任意索取陷害村民。〔後略〕」

（『順天府全宗』第156卷025号）

（注）同上檔案の日付の部分は破損してなくなっているが、「已於原保人楊景震等退狀内批示矣」という批文の部分は残っている。そして、この檔案の前面には、糊付けされた先行檔案の末尾が残っている。そこには日付と楊景震等の名が記されており、それぞれ

のサインが付されている。

「咸豐五年六月廿一日 文生楊景震

民人袁廷珍

職員史昌齡

民人袁維城

民人李永春」

(D) 雜税徴収と庄の牌頭

「差銭」の過重な要求をしたとして訴えられたのは郷保だけではなかった。郷保の管轄下の各「庄」（村）で徴収を受け持っていた牌頭も訴えられている。道光元年の馬亮公の訴えはその例であるが、この場合は、過重な取り立てそのものよりも、取り立てをめぐって議論したところ牌頭の息子に殴られた、という理由で訴えがなされた。傷害事件として、県署で傷の検査が行われているが、紛争の解決は郷保に命じられた。郷保は村の衆を集めて審理した結果、馬亮公は今年だけではなく去年も牌頭に立て替えてもらったままになっている差銭を出すこと、と言い渡し、その旨知県に報告した（文書 D 参照）。

[文書 D 1] （うすいザラ紙）

「馬亮公供 去年十一月二十五日小的本庄裡牌頭馬有朋因指差多派，小的錢文還，把小的揪毆，小的把馬有朋呈控，蒙批着鄉保拋實查覆。小的本里鄉保馬大勲到如今總沒有与小的查辦。不想到三月三十日，馬有朋因懷恨小的控告他的嫌隙仍小的要錢。與他講理。馬有朋喝令他兒子馬萬順，馬萬利把小的揪毆一頓。現有馬萬順把小的臉上抓破傷痕可驗是實。

驗得馬亮公右面皮被抓傷一點余無傷。

四月（初五）日驗

〔朱書〕」

（『順天府全宗』第155卷001号）

[文書 D 2]

「為喊稟事 拋興保里小馬家庄民人馬亮公具稟，牌頭馬有朋指差多

派錢文，理論將伊揪殴，絰伊稟案。馬有朋挾嫌仍向要錢，喝同馬萬順等將伊臉面打破等情。拠此，除驗明馬亮公抓傷開單附卷外，合行伝訊。為此仰役即協同鄉保，將後開原被人等，限□□日内伝齊赴県以馮質訊察究，去後毋得違延索擾，干咎，速々。

計伝

原告 馬亮公

被告 牌頭馬有朋 伊子馬萬順 馬萬利

并伝

郷保 馬大勲

一票稿

道光元年四月初五日

正堂 李

(『順点府全宗』第155卷002号)

[文書D 3]

「具稟興保里郷保馬大勲為遵票稟明事。切小馬家庄馬亮公具稟牌頭馬有朋指差多派錢文，理論將伊揪殴等情一案。牽身在内。現蒙票伝等因。何敢冒瀆情。緣小馬家庄馬有朋係屬牌頭。去歲回在庄墊辦梓宮拉運号衣車倅，着馬亮公出東錢五百文。彼時馬亮公未給，彼此口角，稟案。今經身邀同該庄衆□中，查理議令，馬亮公將去歲并今歲應出辦理差務錢文，全行掌出。兩相平允，各無異說。理合稟明叩乞太老爺電鑒施行上稟。

道光元年四月（十八）日

(『順天府全宗』第155卷003号)

(E) 「憤死」の責

郷保について的一般的な評価が「多索錢文」「歛錢吞肥」等という表現に定着した結果であろうと思われるが、急死者や変死者が出ると、その家族のなかには郷保に支払いを強要されたためだ、とて訴えを起こす者があった。居仁里の王純（61才）は、息子が急死したのは、その前日に郷保等に県城で拘束され、すでに支払いを済ませたはずの雜税の支払いを強要されたために憤死したのだ、と訴えた。この訴えに対する知県

の批の欄は空白のままになっており、この訴えが受理されたのかどうかさえ不明である（文書E参照）。

文書E 「道光□□年八月居仁里王家庄民人王純稟報伊子王士榮因被郷保孫兆和等指差多索錢文氣忿死卷」

「具状民人王純^{住居仁里王家距城五里為喊稟事。切身里郷保孫兆和，車領尚良臣，王士魁指辦夫車差務，多索錢文，身彼時無措未充。詎郷保孫兆和等即捏称身抗差不辦具稟。後經身親誼韓四于，東揚，李殿芳，出為代身央懇墊辦東錢九千，交孫兆和等収訖，辦差完結。不料伊等乃係貪図多索復又指夫差，將身子王士榮捏稟抗差在案。昨于八月十三日身着身子王士榮進城趕集，奈身子王士榮一日未帰。身至縣城南閑飯店，找見身子王士榮項帶鐵鎖押追錢文。身未敢與論，先已回家，至是日二更時候，身子始回。家中告稱伊于早辰來県，即被車領尚良臣，王士魁，郷保孫兆和硬行將伊用鐵鎖鎖上，口称押令要錢。伊再三央懇于次日多給錢文，伊等始行鬆放等語。伊並口称伊氣忿難過扎胸，並未睡覺，迨于五更時候，伊即氣絕身死，亡故不明。查身子生前是係被郷保車領等指差詐索，威逼人命。身為此情急赴案，喊稟叩乞天太老爺作主恩准查驗究辦實為德上呈。」}

（原告） 王純

（被告） 郷保孫兆和 車領尚良臣 王士魁

（干証） 説和人韓四 于東揚 李殿芳

（正堂歐陽批） [以下余白のまま。日付の部分は欠落。.]」

(『順天府全宗』第154卷200号)

(F) 誣告される郷保

民間の紛争が訴訟に発展して県署にもちこまれた場合に、郷保がその調停を命じられたことがあった。その結果、郷保自身が紛争にまきこまれて当事者によって訴えられることがあった。道光2年に和樂里郷保王貫一が訴えられたケースはその一例である。訴えられた理由は、郷保の地位をたのみにして金銭を横取りした、というのであるが、金銭をめぐる又従兄弟同志の争いを調停し、その上、債権者に追われて困窮している当事者のために金の工面を助けたところ、その後いろいろと言ひがかかる

りをつけられ、何度もくりかえし訴えられたのであった。訴訟の背後には彼らに訴訟を唆している無頼がいる、という郷保の釈明に知県も同意して顕らかに主唆人がいる、速やかに究明すべし、という批を下している（文書F参照）。

文書F 「倚恃郷保等事。和楽里北李沽庄民人李士昌稟郷保王貫一許
給錢文指不帰還卷」（『順天府全宗』第155卷023号～030号）

[文書F 1]

「具稟民人李士昌年三十二歳住和楽里北李沽庄城南六十里 為倚恃
郷保摶呑錢文、叩天府准究追事。切身於嘉慶二十五年間呈控身縱堂
兄李士恩与伊妻張氏、將身炕洞内缶内銀両連缶掌去等情一詞稟案。
迨後經身郷保王貫一説合、給身東錢四百吊完結。身應允其錢郷保王
貫一交身。至是年十二月間止給身東錢五十吊。至去年間身屢向伊要
下欠錢文東錢三百五十吊。奈伊總係支吾不給。伊又應身去年臘月間
全行給身、至今並分文未給、明係王貫一與身兄李士恩並身嫂張氏串
通一氣生心不給身錢文、欺身懦弱無能、為此無奈叩乞仁天太老爺電
鑒作主究追、是為德上稟。」

道光二年四月十五日

（『順天府全宗』第155卷023号）

[文書F 2]

「具稟和楽里郷保王貫一為遵票回明昧良妄稟叩恩電鑒事。切因李士
昌稟李士恩同妻拿去刨出鐸内銀両、身説合不給所許下短錢文一案。
蒙票伝該理宜回明情。縁二十五年李士昌稟李士恩拿出鐸銀在案、具
訟多日。李士昌与李士恩俱成乞丐、再三央身転懇天台結案。身是以
無奈稟懇免究。以後李士昌因吃欠飯錢、被債主逼討無償。伊向身苦
纏。身念伊窮苦、借給東錢二十千帰還飯賬、仍然不足。伊又央身転
求。伊族長又幫助東錢三十千。並無許給東錢四百吊之事。今李士昌
不思帰還、反恃無頼昧良妄稟。但身現在揆夫趕修青龍灣提埝、何堪
受此拖累、為此叩乞太老爺電鑒作主施行上稟。」

[批]

李士昌屢次滋訟、顯有主唆之人。着即拋差速行伝案訊究。

道光二年五月初五日
（『順天府全宗』第155卷025号）

(G) 郷保への協力を拒否する大戸

雜稅の取り立てをめぐって郷保と争い、郷保を訴えた者の中には、「幫辦」の役に就いていた里の有力者があった。咸豐5年、厚俗里の郷保を務めていた顧洪亮は、皇太后梓宮夫道差務という緊急の差務を果すために、里内の有力者に立て替え納付金の分担を割り当てた。その一人である薛文の家に徵収を行ったところが支払いを拒否されたばかりではなく、薛文の息子の薛昌貴および同居している弟の薛富に棍棒で殴られた。郷保がそれを県署に訴えると、薛文のほうも郷保が夜中に数名の者を率いて家の中に闖入し乱暴を働いた、と訴えた。薛富は「幫辦」の役に就いていたが、県署の「捕署差役」の地位を得たのを理由に、半年前に「幫辦」の辞任願いを出していた。薛富は、郷保に割り当てられた差務の立て替えをする余力はない、と訴え、自分たちの一家が負担すべき金額だけは納入するのだ、といって銅錢6串を県署に直接差し出した。薛富の説明によると、薛家には97畝の耕地があったが、うち10畝は元の持ち主が贖回し、当年は凶作だったため5畝は差し引くと残りは82畝であるが、薛富が県署の差役を務めているから30畝の分は免税になるのを差し引いた残りの52畝が雜稅割当の対象になる。里全体の耕地は64頃（6400畝）で、里に課されている「夫道差務」は520文であるから、均等に負担すれば、1畝あたり100文以下のはずだ、という計算をしたのであった。また、薛昌貴は知らぬ間に「幫辦」の一人にされてしまっているが、そんな余力はないので免除してもらいたい、と再三訴えた。知県は当事者全員を呼び出して審理したのち、薛一家に対して厳しい判決を下した。薛富は捕庁の差役になったのを口実にして差務を免れようとしているが、30畝だけが免除されるのであって、隠匿地を報告しないでいるのは許されない。又薛昌貴が「幫辦」の役目を免れようとするのもけしからぬ。差錢は割り当てられた通りに全額出し、薛昌貴は「幫辦」としての役目を果たすべし、というものであった（文書G参照）。

薛文の一家は、登録されているだけでも97畝の耕地を持ち、「幫辦」の役を務める有力者の一家であった。本来ならば「幫辦」として行政に協力する

立場にあったこの一家が、協力を拒みひたすら自己保全策をめぐらすようになった姿をこの事件は顕わしているように思われる。しかしながら、実際には、差錢の徵収のために訪れた郷保に暴行を加えた薛家の人びとと、里内の他の幫辦とともに多数の者を率いて薛家に押しかけた郷保と、一体どちらが本当に「悪る者」だったのだろうか？いずれにしても知県は薛一家の訴えを斥けた。知県にとっては、あるいは如何なる手段であっても徵税の実績を上げることが大切だったのかもしれない。一郷保をめぐるこの小さな紛争に、清末の地方行政荒廃の実態をかい間見ることができるように思われる。

文書 G 「厚俗里郷保顧洪亮与薛文等互控殴傷卷」（『順天府全宗』第156卷018～031号）

[文書 G 1]

「具稟厚俗里郷保顧洪亮，幫辦人王国連王殿良等為稟明事。切於今歲奉辦大行皇太后梓宮夫道差務，蒙票飭身等在於該里秉公辦人夫赴工辦差等因。身等因差務緊急，先行接借墊辦。身同王国連等往薛昌貴家催要現在墊項即等辦差。奈有薛昌貴之父薛文，伊叔薛富嗔怪身等出頭攤擡項，反肆言無忌，不但分文不出，伊父子手持木棍，將身頭顱打傷。（後略）

咸豐五年九月十七日」

（『順天府全宗』第156卷018号）

[文書 G 2]

「具稟壯頭韓瑞為回明事。切奉票差伝備辦大行皇太后梓宮夫道差務等因。役協同郷保往伝，除遵辦外，惟幫辦薛昌貴抗不遵伝，亦不墊辦差務，又將郷保顧洪亮殴傷。實在藐視鈞票，抗差不辦。（後略）

咸豐五年九月十八日」

（『順天府全宗』第156卷019号）

[文書 G 3] 呈狀

「具呈民人薛文年六十九歲住厚俗里賈庄距城二里為喊稟事。切身向在幫辦之内，後因家

寒令身同居胞弟薛富在捕廉老爺衙門當差，稟請退除幫辦，隨衆按地出差有卷可查。現奉辦夫差，不意郷保顧洪亮私將身子薛昌貴添入幫辦，硬着身家墊差，身實係無力未允。九月十七日夜間，郷保顧洪亮帶領幫辦王裕生，王得發，王得仁，李文起，王殿良，孟得起，王連枝，孟時太，王起鳳，李太發，孟文宗將身門踹開闖入院內，身家人等即起身出看，被顧洪亮將身飯鍋一口碰破。身弟薛富攔阻，伊將薛富揪住衣服撕破。身與理論。王裕生喝令伊子王得發，王得仁等用木棍將身臉面殴傷，有隣居薛連可証。伊等去後差找口袋丢失三條，箔上棉花丢失約有三十余觔。為此情急叩乞仁明大老爺恩准驗究實為德便上呈。

咸豐五年九月十七日。」

（『順天府全宗』第156卷022号）

[文書 G 4] 交狀

「具交狀捕署差役薛富住厚俗里賈庄今於与交狀事。依奉交得，切身胞兄薛文控郷保顧洪亮，幫辦王殿良等夤夜踹門索要差錢，將伊殴傷等情在案。緣身里向係按地攤差，身家種地九十七畝，有青苗會帳可馮。去歲被閻姓贖回地十畝，又因年歲歉收難度，引出五畝，剩地八十二畝，身在捕廉老爺衙門膺役，應免當差地三十畝，止剩地五十二畝。本里共有地六十四項，現奉辦梓宮道差，共費東錢五百二十吊，按六十四項核算，每畝攤錢不足一百文。今郷保顧洪亮，幫辦王殿良等向身每畝要錢一百二十文。身家剩地五十二畝，應出差錢六吊，不敢違抗將錢措齊粘帖交案。懇恩伝飭具領所具交狀是實。計粘馮帖一紙東錢六吊 係東永成字号

咸豐五年九月□日 薛富

（余白のまま）

（『順天府全宗』第156卷024号）

[文書 G 5]

「具稟捕署頭役薛富為稟明事。切役在厚俗里充膺幫辦絵未悞公。近因家寒無力墊辦，改在捕廉老爺衙門膺役，今歲三月間，役稟懇具退幫辦在案，蒙批，爾既在捕衙供役，自難兼顧幫辦，准除名，着該管

房註冊，等因。今奉票飭辦墊道夫差，釣票內又有役姪薛昌貴之名，不知係何人捏添。但役与薛昌貴同居度日，伊在家務農，實係無力當差，為此稟明叩乞太老爺恩准退除薛昌貴之名以免牽累施行上稟。

(批)

查去次恭辦大差例應紳庶一律均派。汝等籍詞隱避以致差累負民。

咸豐五年九月十五日」

(『順天府全宗』第156卷026号)

[文書 G 6]

「為伝訊事。拠厚俗里郷保顧洪亮等具稟，薛昌貴等嘆伊擡要墊辦差錢，將伊撕毀等情。并拠薛文以郷保顧洪亮等帶領王裕生等將伊殴傷等詞呈訴前來，批示外合行伝訊。(略)

被稟 薛昌貴 薛文 薛富

被訴 王裕生 王得發 王得仁

勸証 孟得起 李文起 薛連

原稟 顧洪亮 王國連 王殿良

一票稿

咸豐五年十一月十二日」

(『順天府全宗』第156卷028号)

[文書 G 7]

「刑房

計開 (点名 略)

十一月廿一日

(朱筆書き入れ)

薛富掛名捕序當差，籍図免差。只止免三十畝。而匿地不報，並不許薛文之子薛昌貴從公辦差殊屬不合。着將應交之差如數交清，並令薛昌貴照旧辦公毋違。」

(『順天府全宗』第156卷031号)

む す び

以上のごく限られた檔案史料から、清末地方行政の最末端の情況について次のような観察をすることができるのでないかと思われる。

(1) 地方行政の最末端の業務（納稅督促、雜稅徵収、治安維持に必要な伝達や報告など）を無償で下請けさせられていた郷保が、徵稅の際に上のせするなどして私腹を肥すことは日常的であり、それだけの理由で訴訟を起す者はほとんどいなかった。

(2) 郷保が官の権威を盾にして民間人を威し金錢を騙し取ったり、私罰を課したり、官許の牙行を潜称するなどの越權行為をした場合には、官は厳しく取締った。

(3) いったん、郷保は私利をはかる腐敗分子だ、という悪評が定着すると、眞面目に雜稅の徵収義務を果す郷保を誣告することによって納稅回避を計る者が現われた。

(4) 郷村社会の有力者層は行政への協力者として、「幫辦」などの役目をもっていたが、彼らが推薦し保証人となった郷保の中に彼らの利権を侵害するような者が出てくると、新たな自己防衛策をとらざるをえなくなった。家族の者を衙役として県署に送るのはその一つの方策だったのであろう。郷村社会の有力者は、郷保であれ衙役であれ県署で顔が利く（と一般郷民に思われている）者を手下にして自らの保全を計っていた。郷保のなかに有力者に対抗する大胆な者が出てきたということは、郷保のような賤役の者が官署とのつながりを盾に弱い立場の一般郷民を威圧してゆすり、たかりを働く土壤がきていた、ということであろう。

(5) 帝政末期の中国の行政が比較的少数の官員によって運営できていた秘密は、ひとつには「郷紳」の公共奉仕活動にあった、という理解が定説になっていた。たとえその通りであったとしても、日常的な業務は、郷保という無償の賤役をひき受けた民間人の下請けによって遂行されていた。『順天府全宗』は宝坻県の県署の日常的業務処理上作られた文書を、文書製作当時に使われたファイルのま

ま保存したものであって、この文書に顯れている郷保のさまざまな任務を一瞥すれば、清末行政の「下請け制度」（プラセンジット・ドゥアラの謂うブローカー制度）の浸透が深く印象づけられる。

(6) 郷保と郷村の有力者（いわゆる郷紳層）の間の信頼関係が維持できなくなっていたのであれば、郷村の秩序が崩れて強い者・狡い者の跋扈する状態が出現したことは容易に想像できる。

註

- 1) 戴炎輝『清代台灣之鄉治』（聯經出版事業公司、1979年），671頁。
- 2) 摘稿「清季華北の＜郷保＞の任免——中国第一歴史檔案館蔵『順天府全宗』宝坻県檔案史料の紹介を兼ねて—」『近代中国研究彙報』第17号（1995），1-23頁。
- 3) 戴炎輝、前掲書、671頁。
本稿で検討する文書は、郷保の「敲詐・勒索」に関するケース・ファイルのうち、一連の文書がほぼ完全な形でそろっているケースおよび断片的ながら興味深いケースの記録である。いずれも「順天府宝坻縣關於辦理官吏郷保的敲詐勒索及結伙搶劫等問題的文件」と表記された8個の書類包（『順天府全宗』第153巻から第160巻まで）に收められている。『順天府全宗』は1993年当時には、書類包の表紙に巻（号）数を示す番号がついていた以外には、個々の文書には整理番号がなかった。今回（1996年5月）筆者が閲覧、筆写の便宜を得た時には、すでに個々の文書には各巻毎に通し番号が附されていた。
- 4) 戴炎輝は、淡新檔案の中には郷保が退任願いを出した資料はみあたらない、という。前掲書670頁参照。
- 5) 『順天府全宗』第157巻096~123号「同治十三年十一月□日和樂里郷保薛明德稟報侯庄芮林生即芮連慶不知何故自縊身死稟請相驗卷」
塩巡張萬利は、「刮上淋塩」の禁を破って硝土を削り取っていた芮林生を現場で逮捕し、罰として官塩二百斤を買う約束をさせて釈放した。ところが芮林生は数日後に自宅で縊死した。芮林生の妻は、二百斤の官塩を買うのに必要な錢三十串の工面ができるのを苦にして夫は自殺したのだから、「匪惡塩巡威逼人命」だ、といって訴えた。塩巡は事件の起った十一月から翌年二月まで取調べるために拘留され、取り調べの結果脅迫の事実はなかったと判明したため処罰は受けなかつたが、現行犯を捕えた時に報告をせずに勝手に処罰をして当人を自殺に追いやったこと（「私行議罰致斃人命」）を咎められている。
- 6) プラセンジット・ドゥアラは清末の衙役や村役による徵稅機構を、地

方行政の下請制度（brokerage system）として論じている。Prasenjit Duara, Culture, Power, and the State: Rural North China, 1900-1942, Stanford Univ. Press, 1988, 第2章。宝坻県の郷保についてはフィリップ・ホアンの記述に拠っている（52頁）。

（本稿の資料として用いた『順天府全宗』の閲覧の便宜をはかけて下った中国第一歴史檔案館の徐藝圃館長および朱淑媛女士・楊欣欣女士に深く感謝し、心から御礼を申しあげる。）

(NORIKO KAMACHI The University of Michigan, Dearborn)